

(3) 委員会別の成立した法律・条約の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

內閣提出法律案（五件）

(衆)は提出時の先議院

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第一号)	
休二日制に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の給与等 に関する法律について所要の改正を行おうとするものであ つて、その主な内容は次のとおりである。	

### 要旨

本案は、昭和六十二年八月六日付けの人事院の一般職の  
職員の給与に関する勧告及び同日付けの一般職の職員の週  
定を含め一・四七%、三千九百八十五円)。

### 一、俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を引き上げること(諸手当の改  
定を含め一・四七%、三千九百八十五円)。

番号	件	名	院議先	月日提出	付委員会	参議院	衆議院	百八回国会 百九回国会 衆本会議題旨説明 参考	
								付委員会	
1	公文書館法案			大二二三 大二二三 大二二三 大二二三	可 決 大二二三 可 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三	可 決 大二二三 可 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三	可 決 大二二三 可 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三	付委員会	
				内閣委員長 (大二二三六)	大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三	付月日 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三	予備送衆へ提 出月日 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三	付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会	参議院
				付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会	参議院	衆議院	衆議院	参議院	備考
				可 決 大二二三 可 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三	可 決 大二二三 可 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三	可 決 大二二三 可 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三	可 決 大二二三 可 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三 大二二三 可 大二二三 大二二三	付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会 付委員会	百八回国会 百九回国会 衆本会議題旨説明 参考
				(予) 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三	(予) 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三 大二二三				

## 二、諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十三万九千円（現行二十三万五千円）に引き上げるとともに、医療職俸給表以外の俸給表の適用を受けたる医師及び歯科医師のうち、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万三千五百円（現行四万二千五百円）に引き上げること。

2 住居手当について、月額一万千円（現行九千円）を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、その支給月額は、二万五百円以下の家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から一万千円を控除した額とし、月額二万五百円を超える家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から二万五百円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が八千五百円を超えるときは八千五百円）を九千五百円に加算した額に引き上げること。

3 通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額

二万一千円（現行二万円）に、運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額五千円（現行四千円）に、それぞれ引き上げること。

自転車等を使用して通勤する職員についても所要の改定を行うこと。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても同様に引き上げること。  
4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万五千八百円（現行二万五千四百円）に引き上げること。

## 三、週休二日制の改定

1 每四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する二の土曜日の勤務時間を勤務を要しない時間とし、職員が交替で四週間に二回の割合で土曜日を日曜日に加えて休む四週六休制に改めること。なお、交替制勤務職員等については、曜日のいかんにかかわらず、毎四週間ににおいて勤務時間が四時間である半日勤務日が二以上ある職員にあつては、これらの半日勤務日のうち、各庁の長が職員ごとに指定する二の半日勤務日を休む

こととし、それ以外の職員にあつては、毎四週間につき、各庁の長が職員ことに指定する八時間の勤務時間を勤務を要しない時間とすることに改めること。

2

勤務を要しない時間の指定の単位となる四週間の中途において、新たに職員となつた者または定年に達すること等により退職することとなる職員について、1の場合は別に、人事院規則で定めるところにより、各庁の長が指定する勤務時間を勤務を要しない時間とすること。

3 勤務一時間当たりの給与額について、四週六休制の実施により短縮された勤務時間に基づき算出すること。

#### 四、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。ただし、週休二日制の改定に関する改正規定は、~~公布の日~~<sup>より</sup>から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上

げます。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月の給与についての人事院勧告及び週休二日制についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その主な内容は、まず、給与については、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から引き上げるとともに、初任給調整手当、住居手当及び通勤手当等を改定し、合わせて平均一・四七%の改善を行おうとするものであります。

また、週休二日制については、四週六休制を本格的に実施するための措置を講じようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧

会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、

給与勧告の実施のための法案の提出時期、土曜閉庁方式の実施時期、官民給与較差五%未満の場合の勧告のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、他の二法律案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、労働時間の短縮・週休二日制の積極的推進等三項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案  
(閣法第一号)

#### 要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額を百七十九万二千円（現行百七十六万六千円）、国務大臣等の俸給月額を百三十万七千円（現行百二十八万八千円）、内閣法制局長官等の俸給月額を百二十四万九千円（現行百二十三万三千円）とし、その他政務次官以下の俸給月額を百六万五千円から九十二万六千円（現行百四万九千円から九十一万千円）の範囲内で改定すること。

二、大使及び公使の俸給月額を百二十四万九千円から八十二万二千円（現行百二十三万三千円から八十一万円）の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を四十一万九千円から二十万六千円（現行四十万三千二百円から二十二万三千百円）の範

既内で改定すること。

四、委員会の常勤委員の日額手当の支給限度額を四万五千九百円（現行四万五千二百円）に、非常勤委員の日額手当の支給限度額を二万五千八百円（現行二万五千四百円）にそれぞれ改定すること。

五、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百五万五千円（現行百三万九千円）に改定すること。

六、本法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職

員の給与に関する法律の規定は昭和六十一年四月一日から、改正後の国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は同年十月一日から適用する。

#### 委員長報告

一八ページ参照

#### 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

##### 要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであつて、

その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均一・五%、自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均一・六%それぞれ引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を六万八千五百円（現行六万六千八百円）に増額すること。

三、営舎外居住を許可された自衛官に支給される営外手当の月額を六千十円（現行六千百六十円）に減額すること。なお、この減額に見合う額は自衛官俸給に繰り入れられる。

四、四週六休制を実施した場合における勤務一時間当たりの給与額の算出について、短縮後の一週間の勤務時間を基礎として算出すること。

五、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用すること。ただし、勤務一時間当たりの給与額の算出の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 委員長報告

一八ページ参照

## 防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第三〇号）

### 要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い、必要となる自衛官の定数を確保するため、海上自衛隊については二百三十九人増員して四万五千七百九十人に、航空自衛隊については二百六十七人増員して四十人に、航空自衛隊については二百三十九人増員して四万七千三百三十二人に、統合幕僚会議については四人増員して百五十六人とし、合わせて五百十人増員することにより、全体としての自衛官定数を二十七万三千二百七十八人とすること（防衛厅設置法の一部改正）。

二、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊については千人増員して四万五千人に、海上自衛隊については二百人増員して八百人に、航空自衛隊については三百人増員して六百人とし、合わせて千五百人増加し、予備自衛官の総数を四万六千四百人としようとするものであります。

### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案のうち、まず防衛関係二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、第百八回国会に提出され、同国会では衆議院において、また、第百九回国会及び第百十回国会では、本院において継続審査となっていたものであります。

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の内容は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い、必要となる自衛官の定数を確保するため、海上自衛隊二百三十九人、航空自衛隊二百六十七人、統合幕僚会議四人、合わせて五百十人増加し、自衛官の総定数を二十七万三千二百七十八人とすること、第二に、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊千人、海上自衛隊二百人、航空自衛隊三百人、合わせて千五百人増加し、予備自衛官の総数を四万六千四百人としようとするものであります。

百人増員することにより、全体としての予備自衛官の員数を四万六千四百人とすること（自衛隊法の一部改正）。

また、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の内容は、予備自衛官手当の月額を三千円から四千円に改定しようとするものであります。

なお、衆議院において、第百九回国会で施行期日につき、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、第百九回国会において熱心な審査が行われ、さらに本国会においては竹下内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行なうなど慎重な審査が行われました。

その質疑の主な内容は、INF全廃交渉及び米ソ首脳会談に対する評価、駐留米軍に対する財政負担問題、自衛官の増員のあり方、予備自衛官制度の将来構想、防衛白書の内容、「防衛計画の大綱」をめぐる諸問題のほか、基地問題、洋上防空構想及びFSX選定問題等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より両案に反対、自由民主党を代表して板垣理事より両案に賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員より防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正案に反対、防衛庁職員

給与法の一部改正案に賛成、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より両案に賛成、日本共産党を代表して吉川委員より両案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公文書館法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

歴史資料として重要な公文書等は、我が国の歴史を後代に伝えるための資料として不可欠なものであります。したがいまして、これを保存し、利用に供することが必要であり、そのための施設の整備が図られなければならないところであります。

我が国の公文書等の保存及び利用に関しては、昭和四十六年に、国の行政に関する公文書等の保存及び利用のための施設として、総理府に国立公文書館が設置され、また、近年、地方公共団体においても、公文書館、文書館等の名称で公文書等の保存及び利用のための施設の整備が図られています。

しかしながら、現在、我が国においては、国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に

供すべきことは法律上明確に規定されておらず、また、そのための施設に関する法律上の規定は存在しないのです。その結果、我が国の歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の実態は、諸外国に比べて著しく立ち遅れたものとなり、さらに残念なことには、多数の歴史資料として重要な公文書等が散逸、消滅しているのです。

そこで、国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供すべきこと、そして、そのための施設である公文書館に関し必要な事項を法律で規定することによって、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の必要性を確認し、公文書館の整備を積極的に推進していく必要があると考える次第でございます。

本案は、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、これを保存し、広く国民の利用に供するための施設である公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とするもので、その要旨は次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することとしております。第二に、公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するととも

に、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とし、国または地方公共団体が設置するものとしております。

第三に、国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通またはあっせんに努めるもの等としております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその要旨であります。なお、本案は、昨八日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案（第百八回国会開法第三一号）

##### 要旨

本案は、経済情勢の変化等にかんがみ、予備自衛官手当の月額を四千円（現行三千円）に増額しようとするものである。

なお、衆議院において、第百九回国会で施行期日について

て所要の修正が行われている。

### 委員長報告

一一ページ参照

### 公文書館法案（参第一号）

#### 要旨

本案は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、本法律において「公文書等」とは、国または地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいうこと。

二、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すること。

三、公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行う

ことを目的とする施設とし、館長のほか、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとすること。

なお、地方公共団体が設置する公文書館には、当分の間、専門職員を置かないことができるうこと。

四、公文書館は、国または地方公共団体が設置することとし、地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならぬこと。

五、国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通またはあつせんに努めるものとすること。

六、内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導または助言を行ふことができるること。

七、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 趣旨説明

一一ページ参照